



平成 29 年 2 月 20 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 79 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代表取締役社長 中野 敏光
役 職 氏 名
(コード番号：2475 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 大塚 美樹
電 話 番 号 079-287-0111

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 350,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 中野 敏光
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 2 月 28 日（火）から平成 29 年 3 月 2 日（木）までのいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 いちよし証券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする幹事団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 平成 29 年 3 月 8 日（水）から平成 29 年 3 月 10 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中野 敏光 に一任する。
- (10) 引受人の買取引受による売出しについては、平成 29 年 2 月 20 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 50,000 株
種 類 及 び 数 なお、売出数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。

ご注意：この文書は、当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 売出数は、当該需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 いちよし証券株式会社
 - (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
 - (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、いちよし証券株式会社が、当社株主から 50,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
 - (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
 - (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中野 敏光 に一任する。
 - (10) オーバーアロットメントによる売出しについては、平成 29 年 2 月 20 日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
 - (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以 上

<ご参考>

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしましたが、これは当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社であるいちよし証券株式会社が、当社株主から 50,000 株を上限として借入れる当社普通株式（以下、「借入れ株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、いちよし証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成 29 年 3 月 27 日（月）を行使期限として、当社株主より付与されます。

いちよし証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当する場合があります。

また、いちよし証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 29 年 3 月 24 日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、いちよし証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

いちよし証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリ

ご注意：この文書は、当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ーンシューオプションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、いちよし証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からいちよし証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である中野敏光及び当社株主である株式会社中野商店は、いちよし証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、いちよし証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、いちよし証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、いちよし証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、いちよし証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。